

	鳥取県公報	令和 7 年 4 月 25 日（金） 号外第 4 9 号
		毎週火・金曜日発行
目次 ◇ 告 示 公衆浴場入浴料金の統制額の指定（281）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 2		

告 示

鳥取県告示第281号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和7年5月1日から施行する。

令和3年鳥取県告示第102号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定について）は、令和7年4月30日限り廃止する。

令和7年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公衆浴場入浴料金の統制額

区 分	入 浴 料 金		
	大 人 (12歳以上の者)	中 人 (6歳以上12歳未満の者)	小 人 (6歳未満の者)
統 制 額 (1人につき)	550円	200円	100円

2 鳥取県公衆浴場法施行条例（昭和32年鳥取県条例第4号）第1条の2第1号に規定する一般公衆浴場以外の公衆浴場の入浴料金については、前項の規定は適用しない。